

撮影についての規定

日本民家集落博物館

(平成 25 年 1 月 5 日改定施行)

当館では館内の撮影に関して、下記の「写真等の撮影について(お願い)」の他、その内容により①～⑥の項目毎に規定を設けています。それぞれの規定に従って撮影していただきますようお願いします。

☆ 撮影全般に関するお願い事項

1. 他のお客様のご迷惑にならないようご注意ください。
 - ・特に、民家の土間や縁側は見学場所となっておりますのでご注意ください。
2. 各民家は貴重な指定文化財です。大切にご利用ください。
 - ・民家内での三脚の使用はお断りします。
 - ・万一、民家・展示品等を棄損または破損された場合は、修理費をご負担いただきます。
3. 立ち入り禁止区域内での撮影はおやめください。
 - ・民家内の立ち入り制限のある場所、花壇・竹林内等
4. その他、当館職員の指示があれば、その指示に従ってください。

※ 上記事項がお守りいただけない場合は、撮影の途中でも撮影をお断りしますのでご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

① 一般的な個人撮影…<無料>

- ・申請は不要ですが、上記事項の規定を遵守ください。

② 小グループ(趣味仲間、写真サークルなど)の撮影会…<無料>

- ・事前に「撮影許可願」を提出してください。
- ・20名を超えるグループの撮影会については、別途協議のうえ決定させていただきます。
- ・民家内での撮影はお断りします。民家内(縁側を含む)で撮影を希望される場合は、別途貸部屋料が発生します。

③ 報道・学術に関する撮影…<無料>

- ・事前に「撮影許可願」を提出し、許可を得てください。
- ・撮影可能箇所については、当館職員の指示に従ってください。
- ・撮影物を使用した出版物、パンフレット、論文、録画等の成果物を1部寄贈いただきます。
- ・撮影物の申請内容以外の使用はお断りします。

④ 法人主催による撮影会(参加費など有償で撮影者を募る撮影会)…<有料>

- ・事前に「撮影許可願」を提出し、許可を得てください。
- ・撮影可能箇所については、当館職員の指示に従ってください。
- ・20名を超えるグループの撮影会については、別途協議のうえ決定させていただきます。
- ・撮影物の申請内容以外の使用はお断りします。
- ・民家内での撮影はお断りします。民家内(縁側を含む)で撮影を希望される場合は、別途貸部屋料が発生します。
- ・その際、一般見学者の妨げとならないように極力留意してください。
- ・下記の撮影料が必要です。

料金	3時間以内	6時間以内	6時間超え
	10,000円	20,000円	開館時間内=1時間当たり3,000円加算 時間外=1時間当たり5,000円加算
時間外にかかる場合は、1時間当たり2,000円を加算			

※ 土日祝祭日はお断りする場合があります。

※ 関係者の入館料は、別途必要です。

⑤ 営利を目的とした撮影（商業撮影）…<有料>

- ・商品 PR 撮影、報道目的以外の動画撮影等。ただし、特定の宗教・政治団体等の広報用の撮影はお断りします。
- ・事前に「撮影許可願」を提出し、許可を得てください。
- ・撮影物を使用した出版物、パンフレット、論文、録画等の成果物を1部寄贈いただきます。
- ・撮影物の申請内容以外の使用はお断りします。
- ・下記の撮影料が必要です。

		撮影の種別	
		静止画	動画
料金	クレジット 無	30,000円	40,000円
	クレジット 有	10,000円	20,000円

※撮影時間は、3時間以内とします。3時間を越える場合は、1時間当たり上記料金の1割を申しあげます。

※土日祝祭日はお断りする場合があります。

※クレジットは、「日本民家集落博物館」と入れてください。

※関係者の入館料は、クレジットの有無に関わらず別途必要です。

- ・民家内（縁側を含む）で撮影をされる場合は、別途貸部屋料が発生します。
- ・その際、一般見学者の妨げとならないように極力留意してください。

⑥ 時代劇やドラマ等の大掛かりな撮影…<有料>

- ・事前に「撮影許可願」を提出し、許可を得てください。
- ・下記の撮影料が必要です。

料金	3時間以内	6時間以内	6時間超え
	20,000円	30,000円	開館時間内=1時間当たり3,000円加算 時間外=1時間当たり5,000円加算
時間外にかかる場合は、1時間当たり2,000円を加算			

※この料金は、開館日の当日に適用します。

※土日祝祭日はお断りする場合があります。

※撮影場所として「日本民家集落博物館」を明示してください。

※関係者の入館料は、別途必要です。

- ・民家内（縁側を含む）で撮影をされる場合は、別途貸部屋料が発生します。
- ・その際、一般見学者の妨げとならないように極力留意していただくことをはじめ、締め出しのないようにしてください。
- ・上記によりがたいものは、別途協議のうえ決定させていただきます。